

# ルールを守って飼いましょう

飼い主は動物の習性を正しく理解し、愛情と責任をもって飼いましょう  
飼い主のもしもの場合に備え、代わりに飼ってくれる人を決めておきましょう

## 犬を飼う際に守ること

### 1 登録手続き (登録手数料 3,000円 ; 一生に一回)

**必ず**犬の登録手続きをしてください。<狂犬病予防法第4条第1項>  
各区暮らし応援室、支所、市民の窓口で登録し、鑑札の交付を受けることができます。一部の病院では鑑札交付の手続きもしています。

登録は  
一生に1回



### 2 狂犬病予防注射 (注射済票交付手数料550円<注射料金は別>) 毎年1回(4/1~6/30の間)、必ず狂犬病予防注射を受けましょう。

<狂犬病予防法第5条第1項>  
集合注射会場または動物病院で接種できます。  
動物病院で接種したときは、各区暮らし応援室、支所、市民の窓口で注射済票交付の手続きをしてください。  
一部の病院では注射済票交付の手続きもしています。

注射は  
1年に1回



### 3 鑑札、注射済票で飼い主がわかるように!

首輪に鑑札と注射済票を**必ず**着けましょう。<狂犬病予防法第4条第3項及び第5条第3項>  
マイクロチップや迷子札も有効です。  
マイクロチップは登録機関で情報登録、変更をお忘れなく!

犬鑑札  
第00000号  
さいたま市

区役所等  
もらおう



犬の登録、狂犬病予防注射を受けさせることは、狂犬病予防法で義務付けられており、鑑札、注射済票を着けていない犬は捕獲の対象となります。また、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

### 4 放し飼い禁止!散歩はルールを守って!

散歩の際には、**必ず**リード等でつなぎ、事故を防止しましょう。公園や道路等公共の場での放し飼いはできません。<さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第8条第1号>  
万が一、人を咬んでしまった場合は届出が必要です。<さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第16条>  
フンやオシッコはなるべく家で済ませ、屋外に連れ出すときは、処理するための用具を**必ず**携行するなど、周辺にお住まいの人が気持ちよく過ごせるようマナーを守り、生活環境の保全に努めましょう。

オスワリ、  
マテ、フセから  
始めよう



### 5 近隣に迷惑をかけない飼い方を!

鳴き声や臭い・毛などで、近隣に迷惑をかけることなく、人と犬が地域と共に過ごせるよう、責任をもって飼いましょう。  
迷惑を防止するために、適切なしつけや訓練をしましょう。

